

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成23年 9月29日					
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府京都市山科区西野山中臣町20番地		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 福田金属箔粉工業株式会社 代表取締役社長 林 泰彦 電話 075-581-2161					
主たる業種	その他の非鉄金属製造業						
		細分類番号	2 3 9 9				
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成23年 4月から平成26年 3月まで						
基本方針	ISO14001の基本方針 (地球環境を守る企業活動をする) 及び環境方針の活動3原則に基づき、省資源・省エネルギー化、並びに環境負荷物質の削減を推進する。						
計画を推進するための体制	社長を統括責任者とする環境管理委員会及び生産本部長を統括責任者とするエネルギー管理委員会を中心に省エネルギー活動を推進する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	31,475.2 トン	31,104.1 トン	30,808.4 トン	30,508.6 トン	-2.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	31,475.2 トン	31,104.1 トン	30,808.4 トン	30,508.6 トン	-2.1 パーセント	
	目標の根拠	H23～25年度の期間内に、各設備の高効率化の推進やCO2排出量の多い自家発電装置の稼働率の低減を図り、2.1%の削減を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産数量)	2.18	2.15	2.13	2.11	-3.03 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	H23～25年度の期間内に、各設備の高効率化の推進やCO2排出量の多い自家発電装置の稼働率の低減を図り、3%の削減を目指す。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		29.0 ㊦	29.0 ㊦	45.0 ㊦	100.0 ㊦		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	太陽光発電装置の設置や各製造現場のポンプ等のインバータ制御化、省エネ空調設備及び省エネ照明設備へ更新等。					
	(24)年度	各製造現場のポンプ等のインバータ制御化、省エネ空調設備及び省エネ照明設備へ更新等。					
	(25)年度	各製造現場のポンプ等のインバータ制御化、省エネ空調設備及び省エネ照明設備へ更新等。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	CO2排出量が少ないバイク・自転車通勤を促進するため、駐輪場を拡張する。					
	上記の措置を採用する理由	現在、バイク・自転車置き場が満車のため					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	山科美化推進企業協同会及び労働組合主催の河川清掃や地域清掃活動を行っている。また、環境配慮型製品の開発及び販売促進を継続的に推進。						
特記事項	評価の対象となる排出量の基準年度については、平成20～22年度の間で景気減退により夜間操業停止等があったため、単年度(平成22年度)を基準年度とする。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。